

様式第1号(第2条・第4条関係)

南魚沼市老人福祉センター(利用許可・減免)申請書

令和 年 月 日

指定管理者

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会

会長 勝 又 義 一 様

住 所 南魚沼市

団体名

代表者

連絡先 TEL

下記のとおり、南魚沼市老人福祉センター(利用許可・利用料の減免)を受けたいので、南魚沼市老人福祉センター条例施行規則(第2条第1項・第4条第1項)の規定により申請します。

記

利 用 室 名	
利 用 備 品	
利 用 日 時	令和 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的	
利 用 人 員	人
責任(連絡)者名	(TEL ー)
利 用 料 等	円 (減免申請 有・無)
減 免 の 理 由	

様式第2号(第3条・第4条関係)

南魚沼市老人福祉センター(利用許可・減免)決定通知書

南魚沼市老人福祉センター条例施行規則(第3条第1項・第4条第2項)の規定により通知します。

利 用 料	円(減免 有・無)	許可番号	第 号
許 可 内 容	・申請のとおり ・その他()		
上記のとおり利用を許可します。			
令和 年 月 日 指定管理者 南魚沼市社会福祉協議会			
条 件 付 記 (注1) この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に南魚沼市長に対し審査請求をすることができます。 (注2) この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、南魚沼市を被告として(訴訟において南魚沼市を代表する者は南魚沼市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。			